

News Letter

ニュースレター



2026年2月19日



「めいぎん未来想像レター」の提供開始について ～創立75周年ビジネスコンテスト最優秀賞のアイデアが形に～

名古屋銀行（頭取 藤原 一郎）は、新たなサービスとして「めいぎん未来想像レター」を開始いたしますのでお知らせします。

本サービスは、契約者が大切な方へ伝えたい感謝の気持ちやメッセージを手紙でお預かりし、万一のご不幸の際に指定された受取人へお届けするものです。

なお、現物の手紙をお預かりするラストレターの提供は、全国の銀行で初めてとなります。

当行は今後も、お客さまのニーズに沿った金融サービスの提供に努め、活力ある地域社会の実現を目指してまいります。

記

サービス名称	めいぎん未来想像レター
対象商品	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言代用信託「めいぎん家族あんしん信託」 ・一時払終身保険（対象となる一時払終身保険は、一部商品に限ります。）
利用料	無料（上記対象商品の任意付帯サービスとなります。）
サービス概要	
開始日	2026年3月16日（月）
商品化の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・「創立75周年ビジネスコンテスト（※）」で最優秀賞に輝いた当行20代行員のアイデアを形にしたもの。 ・商品化までのプロセスにおいては、当該行員もプロジェクトの中心に立ち、様々な連携を取りながら実現可能な商品として完成させた。

（※）「創立75周年ビジネスコンテスト」について

- ・当行創立75周年の記念行事の一つとして、名古屋銀行グループで可能な新規事業・業務改善のアイデアを募集・選定し、創立記念日である2024年12月6日に表彰を行いました。

以上

遺言代用信託 めいぎん 家族あんしん信託

〈相続のとき〉〈認知症や寝たきりなどになったとき〉の備えは大丈夫ですか？
「めいぎん家族あんしん信託」なら簡単な手続きで、ご家族が必要な資金を受け取ることができます。

以下のコースからお選びいただけます。



のこすコース

ご相続が発生したら信託金は
すぐに受取人さまへ



そなえるコース

「のこすコース」に認知症や
介護のそなえをプラス

無料
オプション

NEW/ めいぎん未来想像レターのご案内

家族のみんなへ

これまで一緒に過ごしてくれて

ありがとう。

何気ない毎日の笑い声や会話、思い出

のひとつひとつが私にとって宝物です。

これからは無理をしすぎず、お互いを

大切にしながら歩いていってください。

ご家族に託したい想いを自分の言葉で
自由にお手紙でのこしませんか？
名古屋銀行が、大切な時に責任をもって
ご家族さまへお届けいたします。

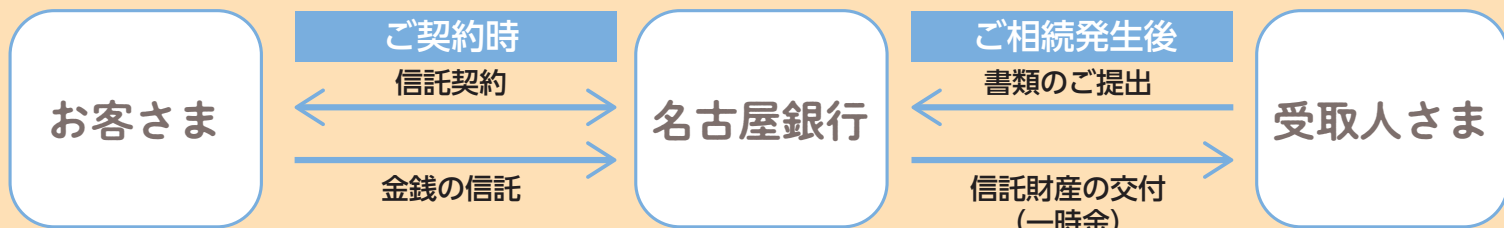


※「めいぎん未来想像レター」には遺言の効力はありません。



名古屋銀行

のこすコース

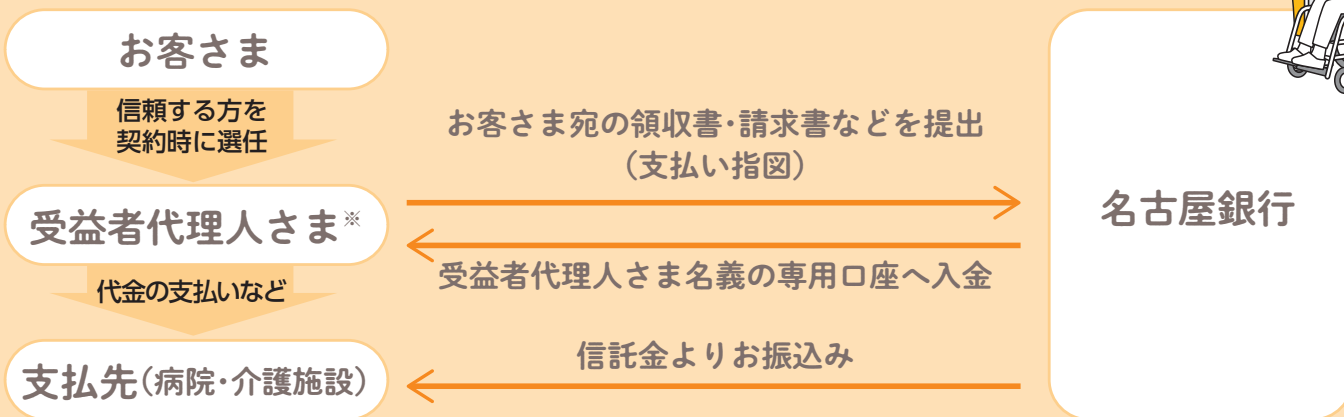


そなえるコース



のこすコースに認知症や介護の「そなえ」をプラス!

※受益者代理人が任務を遂行できなくなるリスクに備えて、お申込時に承継受益者代理人を指定することが可能です。



「のこすコース」・「そなえるコース」の商品概要

販売対象
18歳以上の個人のお客さま (国内居住者のみ)
信託金額
<ul style="list-style-type: none"> ●のこすコース <ul style="list-style-type: none"> ◇100万円以上3,000万円以下(1万円単位) ●そなえるコース(受益者代理人選任特約) <ul style="list-style-type: none"> ◇500万円以上3,000万円以下(1万円単位) ※信託される金額は相続人となられる方(推定相続人)の遺留分に十分ご留意ください。
信託期間
5年以上30年以内(1年単位)
受取人(第二受益者)
相続人となられる方(推定相続人)の中から最大4名さままでご指定いただけます。
設定時報酬
<ul style="list-style-type: none"> ●のこすコース <ul style="list-style-type: none"> ◇信託金額の1.65%(消費税込) ●そなえるコース(受益者代理人選任特約) <ul style="list-style-type: none"> ◇信託金額の2.2%(消費税込) ※設定時報酬は、信託金の引落時に信託金と一緒に引き落としします。

そなえるコース(受益者代理人選任特約) 解約制限・一時金支払い

- 本コースの解約制限とは、お客さま単独のお申し出による一部解約を制限することをいいます。
- 本コースの一時金支払いとは受益者代理人さまからのお申し出によりお客さまの医療費、介護費、税金および社会保険料のために受益者代理人さまが立て替えた資金を受益者代理人さま名義の専用口座へ信託財産からお支払いすること、また直接支払先へのお振込みにより信託財産からお支払いすることをいいます。
- 一時金支払いの受付時には、お客さまの医療費、介護費、税金および社会保険料のために必要な資金であることを確認するため、受益者代理人さまよりお客さまの氏名の記載のある領収書・請求書などをご提出いただき、資金用途を確認させていただきます。1回の支払指図における領収書・請求書などの合計金額は原則10万円以上とします。
- ご提出いただく請求書は医療費、介護費に限ります(税金、社会保険料の受付は立替払いのみの受付とします)。
※受益者代理人さま以外の方からの一時金支払いの受付はできません。
※現金によるお支払いはできません。
- 本コースのご選択はお申込時のみに限定しており、ご契約後に変更することはできません。

受益者代理人

- お客さまがお客さまの代理人として信頼できる方をお申込時に3親等以内のご親族の中から1名選任いただきます。その際に受益者代理人さま名義の専用口座(当行普通預金口座)をご開設いただきます。
- お申込時に受益者代理人さまの同席が必要です。

承継受益者代理人

- 受益者代理人さまが任務を遂行できなくなるリスクに備え、お客さまがお申込時に3親等以内のご親族の中から任意に1名ご指定いただけます。
- お申込時に承継受益者代理人さまの同席が必要です。

※本概要は2026年2月1日現在の法令、税制等に基づいて作成したものです。今後の法令等改正により内容が変更となることがございますのでご注意ください。

